

平成 28 年 4 月 18 日

お客さま各位

株式会社静岡中央銀行

しずちゅうでんさいサービス機能拡充のお知らせ

株式会社静岡中央銀行は、平成 28 年 4 月 18 日（月）より、下記の通りしずちゅうでんさいサービスの機能の拡充をします。また、機能拡充に伴い「しずちゅうでんさいサービス ご利用の手引き」を更新しましたので、お知らせいたします。

記

1. 【拡充するサービス機能】

(1) 支払サイトの長期化

発生記録および変更記録（支払期限の変更）により電子記録できる発生日（発生記録の電子記録日）から支払期日までの最大期間（以下「支払サイト」という。）を、現行の1年から10年に長期化します。既に記録されている「でんさい」についても、支払期日の変更記録請求をすることにより支払サイトを延長できます。

(2) 分割・譲渡予約中の分割記録取消

分割・譲渡記録の予約期間中（分割・譲渡記録の請求日から電子記録年月日が到来するまでの間）に、譲受人が当該記録を取消した場合、譲渡人が予約期間中に分割記録を取消することが可能になります。

※分割・譲渡記録とは、分割記録（「でんさい」を親債権と子債権の2つに分割する記録）と譲渡記録（子債権を譲渡する記録）を行うこと。

(3) 分割・譲渡記録予約中の債権金額表示

分割・譲渡記録における譲受人が、分割・譲渡記録予約中に「でんさい」の情報を債権情報照会した場合には、分割後の子債権の記録番号および債権金額が表示されます。

2. 【「しずちゅうでんさいサービス ご利用の手引き」更新内容一覧】

ページ	見出し	更新箇所	更新前	更新後
2	お取り扱いの記録請求の種類	(1)記録請求⇒発生記録⇒債務者請求方式⇒【条件】⇒支払期日	最長：電子記録年月日から <u>1年後</u>	最長：電子記録年月日から <u>10年後</u>
9	ステップ3：しずちゅうでんさいサービスにログイン	しずちゅうでんさいサービスアクセス	重要なお知らせを一読後、「でんさいサービスを開始」ボタンを押下し、次画面にてログイン	重要なお知らせを廃止し、当画面よりログイン
29 ～ 32	発生記録請求	支払期日の説明	電子記録年月日の <u>1年後の応当日まで</u> 指定可能です。	電子記録年月日の <u>10年後の応当日まで</u> 指定可能です。
35	(3)履歴からの請求	利用手順		③取引日や債権金額を指定して検索を行いたい場合、入力する。
49	変更記録	支払期日の説明	電子記録年月日の <u>1年後の応当日まで</u> 指定可能です。	電子記録年月日の <u>10年後の応当日まで</u> 指定可能です。

以上